

【アメリカ】性的な図画の一定の公表を犯罪とする連邦法

海外立法情報課 中川 かおり

*2025年5月19日、成人又は未成年者の性的な図画の一定の公表を連邦で初めて犯罪とする法律が制定・施行された。

1 経緯

2025年5月19日、成人又は未成年者の性的な図画（法文中「親密な〔間柄における〕視覚的描写」又はデジタル偽造物（定義は後掲2（1）、（3）参照。））の一定の公表を連邦で初めて犯罪とする法律が制定・施行された（合衆国法典第47編第223条h項の新設）¹。この概要を紹介する。各州では、性的な図画の同意のない頒布（「リベンジポルノ」²とも呼ばれる。）を犯罪とする法律が制定されており、一部ではディープフェイク等も対象とされている³。

2 概要

（1）「親密な視覚的描写」の定義と成人の真正な当該描写に関する犯罪（同項第1号(E)等）

「親密な視覚的描写」とは、特定可能な者⁴の露出した性器等の視覚的描写⁵をいう。州際通商又は外国通商において⁶、双方向コンピュータサービス⁷を利用して、次の全てに該当する場合には、特定可能な成人⁸の「親密な視覚的描写」を故意に公表することを違法とする。①特定可能な者がプライバシー〔の保護〕に対する合理的な期待を有することを知りつつ「親密な視覚的描写」を入手し、又は作成した場合、②公共の場又は商業的な状況で、特定可能な者が「親密な視覚的描写」を自ら暴露するのではない場合、③「親密な視覚的描写」が公共の関心事⁹ではない場合、④「親密な視覚的描写」の公表が、次のいずれかに該当する場合。イ) 損害を

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年7月10日である。文中の下線、括弧は、説明のため筆者が付した。

¹ TAKE IT DOWN Act, P.L.119-12. 特定のウェブサイト等に対し、特定可能な者が合意なしに公表された「親密な視覚的描写」の削除を求める手続の実施を義務付ける規定を含む（合衆国法典第47編第223a条注。2026年5月19日施行。）。連邦民法については、2022年に「親密な視覚的描写」の同意のない公表の被害者に、加害者に対する金銭賠償又は差止命令を求めて連邦裁判所に訴訟の提起を認める規定が設けられた。中川かおり「【アメリカ】ドメスティック・バイオレンス対策連邦再授權法の成立」『外国の立法』No.293-1, 2022.10, p.13. <<https://doi.org/10.11501/12353390>> ただし、当該民事訴訟の対象にディープフェイクが含まれるか否かは不明とされる。

² かつて交際があった等の事情で入手したある者の性的な図画を、被写体となった者に無断で、特にインターネット上に流布する行為をいう。井樋三枝子「アメリカにおける性的な図画の流布を処罰する州法—リベンジポルノ等の犯罪化に関する各州立法動向—」『外国の立法』No.260, 2014.6, pp.16-31. <<https://doi.org/10.11501/8677795>>

³ Victoria L Killion, "The TAKE IT DOWN Act: A Federal Law Prohibiting the Nonconsensual Publication of Intimate Images," CRS Report, May 20, 2025, p.1. <<https://www.congress.gov/crs-product/LSB11314>>

⁴ 「親密な視覚的描写」の全部又は一部に登場し、かつ、当該描写に関連して、顔、肖像又は他の特定可能な特徴が表示されている者。合衆国法典第47編第233条h項第1号(C)。

⁵ 合衆国法典第15編第6851条第5項。視覚的描写には、フィルム、ビデオ、電子的手段等により保存される視覚的画像に変換可能なデータを含む。合衆国法典第18編第2256条第5項。

⁶ interstate commerce or foreign commerce. 州間の通商、外国との通商を指し、連邦議会はこれらの通商に関して法律を制定する権限を有する。田中英夫ほか編『英米法辞典』東京大学出版会, 1991, p.466.

⁷ コンピュータ・サーバへの複数のユーザによるコンピュータを用いたアクセスを提供し、又は可能とする情報サービス等。合衆国法典第47編第230条f項第2号。

⁸ 18歳以上の者。合衆国法典第47編第233条h項第1号(F)。

⁹ 言論の自由に関する合衆国憲法第1修正を適用する場合には、公共の関心事に関する言論は、純粋に私的な事柄に関する言論よりも大きな保護を受けるとされる。Killion, *op.cit.*(3), p.2.

生じさせることを意図する場合、ロ) 特定可能な者に精神的な損害、金銭的な損害、評判に関する損害を含む損害を生じさせる場合。

(2) 未成年者の真正で「親密な視覚的描写」に関する犯罪（同項第2号(B)）

州際通商又は外国通商において、双方向コンピュータサービスを利用して、次の意図を持って、特定可能な未成年者の2)「親密な視覚的描写」を故意に公表することを違法とする。①未成年者に対して虐待し、屈辱を与え、嫌がらせをすること等又は②いかなる者に対してであれ性的欲望を喚起し、若しくは満足させること。

(3) デジタル偽造物の定義と成人の当該物に関する犯罪（同項第1号(B)、第3号(A)）

デジタル偽造物とは、真正な視覚的描写の使用、修正、操作、改変等を含む、ソフトウェア、機械学習、人工知能（AI）等を使用して作成された特定可能な成人の「親密な視覚的描写」であり、通常人が全体として見た場合に、当該者の真正な視覚的描写と区別できないものをいう。州際通商又は外国通商において、双方向コンピュータサービスを利用して、次の全ての要件を満たす場合には、成人のデジタル偽造物を故意に公表することを違法とする。①デジタル偽造物が、特定可能な者の同意なしに公表されたという要件、②（1）の下線<1>を「デジタル偽造物」に変更するほかは、（1）の②～④と同じ要件。

(4) 未成年者のデジタル偽造物に関する犯罪（同項第3号(B)）

下線<2>を「デジタル偽造物」に変更するほかは、（2）と同じ要件が定められている。

(5) 犯罪に関する規定が適用されない場合（同項第2号(C)、第3号(C)）

次の場合には、（1）又は（2）の規定は適用されない。①連邦、州、郡等の法執行機関、連邦の諜報機関による法律に従い許される捜査活動等の場合。②次のいずれかに該当する合理的かつ誠実な開示の場合。イ) 法執行官、法執行機関に対するとき、ロ) 裁判手続に関連する書面の作成又は提出の一環であるとき、ハ) 医学的な教育、診断等の一環であるとき、ニ) 違法なコンテンツ、求めていない（unsolicited）行為を報告するとき、ホ) 求めていない「親密な視覚的描写」の受領に支援を供する目的であるとき。③特定可能な者を支援する合理的な意図で行う開示の場合。④ヌードになる等の自らの3)「親密な視覚的描写」を所持し、又は公表する者の場合。⑤児童ポルノ等に該当する「親密な視覚的描写」を公表する場合。

（3）又は（4）の規定が適用されない場合については、下線<3>を「デジタル偽造物」に変更するほかは、上記の①～⑤と同じ要件が定められている。

(6) 罰則（同項第4号、第7号）

（1）又は（3）の規定に違反した者は、合衆国法典第18編に基づく罰金、4)2年以下の拘禁刑又はその併科に処する。（2）又は（4）の規定に違反した者は、下線<4>が「3年以下」とされる。（1）～（4）に規定する犯罪により有罪判決を受けた者は、当該規定に違反して頒布した図画、犯罪の実行に使用した動産等を没収され、かつ、損害填補¹⁰を請求される。

(7) 脅迫等に対する罰則（同項第6号）

（1）に規定する犯罪の実行を脅迫する等の者は、合衆国法典第18編に基づく罰金、5)2年以下の拘禁刑又はその併科に処する。（2）に規定する犯罪の実行を脅迫する等の者は、下線<5>が「3年以下」、（3）に規定する犯罪の実行を脅迫する等の者は、下線<5>が「18か月以下」、（4）に規定する犯罪の実行を脅迫する等の者は、下線<5>が「30か月以下」とされる。

¹⁰ restitution. 刑事裁判において有罪とされた者に一定の刑を科す条件として命ぜられる被害者への賠償や共同体への奉仕作業をいう。田中ほか編 前掲注(6), p.728.